～沖縄市住宅リフォーム支援事業の申請から補助金が交付されるまでの流れ～

1. 補助金申請（申請者）

【全て揃えて提出してください】※不備がある場合受理できません

① 住宅リフォーム支援事業補助金申請書

② 留意事項

③ 住民票謄本（1階市民課）

※現住所と申請物件が異なる場合、工事完了までに住民票謄本の再提出をお願いいたします。

④ 評価証明書（2階資産税課）

※1　評価証明書の内容が現在の情報と異なる ⇔ 情報を更新し提出してください。
※2　所有者が亡くなっている ⇔ 申請者と所有者の関係性が確認できる戸籍謄本も提出してください。
※3　リフォーム工事の方は建物、ブロック塀等撤去工事の方は土地の評価証明書を提出してください。

⑤ 滞納の無い証明書（2階納税課）

※所有者以外が申請する場合、申請者と所有者の滞納のない証明書が必要です。
※共有名義になっている場合、共有名義の滞納のない証明書と申請者の滞納のない証明書が必要です。

⑥ 保険料の滞納のない証明書（1階国民健康保険課）

※社会保険加入者の場合、社会保険証の写し
※マイナンバーカードに社会保険を紐づけしている方は、マイナポータルにて医療保険の資格情報を印刷し提出してください。

⑦ 承諾書（申請者と所有者が異なる場合）

※ブロック塀撤去工事については、同意書と誓約書が必要です。

⑧ 委任状（事務手続きを代理人に委任する場合のみ）

⑨ 数量計算書（見積書、数量の根拠となる拾い図等）

⑩ 位置図（工事場所）

⑪ カタログ（補助要件を満たす内容が確認できるもの）

⑫ 工事前写真台帳

⑬ 工事業者の本社所在地確認書類

法人 ⇔ 登記簿、印鑑証明書、建設業許可書、沖縄市建設工事登録業者
個人 ⇔ 開業届、建設業許可書、確定申告書

施工業者が準備

2. 審査（市）

・審査に2～3週間かかります

3. 決定通知書発行（市）

・審査後、適正であれば交付決定通知書を申請者(または代理者）へ送付します。
※着手が可能となります

4. 工事着手（申請者）

【着手したら速やかに提出してください】
①工事着手届（様式第6号）　②請負契約書の写し

5. 実績報告（申請者）

【工事が完了したら提出してください】
①実績報告書　②工事中写真台帳　③工事完成写真台帳　④領収書の写し　⑤完成証明書
⑥工事完成確認書（借家の場合）

6. 審査（市）

・審査に約1週間～2週間かかります。

7. 確定通知書発行（市）

・最終の審査後、適正であれば確定通知書を申請者へ送付します。

8. 補助金請求（申請者）

【請求書を沖縄市へ提出してください】
・請求書に口座番号を記入し窓口へ提出してください。口座番号は必ず申請者の口座番号をご記入ください。
※確定通知書が発行されてから14日以内に沖縄市へ請求をしてください。

9. 補助金の支払い（市）

・補助金請求書を提出してから約3～4週間後に、ご指定の口座へ振り込まれます。